

# 下野市製造請負請書

令和 年 月 日

下野市長 広瀬 寿雄 様

住所  
納入業者  
氏名

製造物件及び数量	(別記のとおり)
売 買 代 金	円 (うち取引に係る消費税額 円)
納 入 期 限	令和 年 月 日 まで
納 入 場 所	
代 金 支 払 方 法	指定口座に振込払い
契 約 保 証 金	免 除

上記の製造物件の納入については、次の条項により確実に履行することをお請けいたします。

- 納入業者は、製造物件を納入しようとするときは、その旨を市に通知しなければならない。
- 市は、製造物件の納入を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。
- 検査の結果不良品があるときは、当該不良品を直ちに引き取り、市の指定する日までに良品を納入するものとする。
- 製造物件の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した物品の損失は、納入業者の負担とする。
- 製造物件納入後、市において損傷等を発見した場合には、当該損傷等が市の過失による場合を除き、納入業者は、市が製造物件を受領した後1年以内までにこれを良品と交換し、又は補修するものとする。
- 売買代金の支払は、検査が完了し、市が製造物件を受領をした後、納入業者からの支払請求書を受領した日から30日以内にするものとする。
- 納入業者の責めに帰する事由により、納入期限までに製造物件を納入しない場合は、納入業者は市に対して、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、売買代金に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額の遅延料を支払うものとする。
- この条項の定めのない事項については、必要に応じて当事者協議の上定めるものとする。

